

消費生活

No. 145

令和5年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆寄附の不当な勧誘による被害の救済や再発防止に向けて法律が整備されました
- ◆成田市消費生活センターにおける令和4年度の相談概要



4月24日（月）に令和5年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

モニター委嘱者（50音順・敬称略）

飯野 幸男(公津の杜)	内田 俊文(中台)	小谷野 博之(玉造)	中園 美穂子(中台)	布施 正美(玉造)
伊地知 順子(本城)	江邨 將美(芝)	佐藤 恵子(中台)	西田 伴男(加良部)	堀池 亨(三里塚御料)
石橋 アヤ子(はなのき台)	栗田 春代(吉倉)	鈴木 健(吾妻)	二宮 豊(玉造)	村山 昌子(公津の杜)
板倉 美津子(玉造)	狐崎 圭三(並木町)	高橋 康子(中台)	野間口 晃(公津の杜)	吉岡 喜久雄(和田)

以上20名

寄附の不当な勧誘による被害の救済や再発防止に向けて次の法律が整備されました。不当な寄附勧誘行為は禁止となり、靈感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます。

① 法人等による寄附の不当な勧誘防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）制定

・法人等による寄附の不当な勧誘防止等に関する新しい法律とは？

不当な勧誘等により、高額な寄附を迫られ、家庭が困窮し崩壊する事例が相次いで起こったことを受けて成立しました。

(1) 勧誘を行う法人等への規制等

法人等に求める「配慮義務」

寄附の勧誘を行う法人等は、寄附の勧誘を行うに当たって、次の3点について「十分に配慮」しなければならないと定めています。

- ①寄附者の自由な意思を抑圧し、適切な判断が難しい状況に陥ることがないようにする。
- ②寄附者やその配偶者、親族の生活の維持を困難にしないようにする。
- ③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにする。

6つの「不当な勧誘行為」が禁止

不当寄附勧誘防止法では、法人等から不当な寄附勧誘を受ける人を保護するため、寄附の勧誘時に以下の6つの「不当な勧誘行為」によって個人を困惑させてはならないと定めています。

- ①帰ってほしいと伝えても帰ってくれないこと。
- ②帰りたいのに帰してくれないこと。
- ③寄附の勧誘をすることを告げず、自由に帰ることが難しい場所に同行させ寄附の勧誘をすること。
- ④寄附をするかどうか第三者に相談の連絡を行おうとしたにもかかわらず、威迫する言動を交えてさまたげること。
- ⑤相手の恋愛感情等に乗じて、寄附しないと関係が破綻すると告げること。
- ⑥靈感等の実証困難な特別な能力による知見として、個人またはその親族の生命、身体、財産等の重要な事項について、そのままでは現在から将来にわたるまで不利益を回避できないと不安をあおり寄附をさせること。



(2) 不当な勧誘による救済期間

- ☆上項の①～⑤ 被害に遭ったと気づいた時から1年または寄附時から5年のいずれか短い方。
- ☆上項の⑥ 被害に遭ったと気づいた時から3年または寄附時から10年のいずれか短い方。

② 消費者契約法の改正

・消費者契約法が改正され靈感商法等の被害救済がどう拡充されたの？

勧誘の際に、靈感等の特別な能力による知見により、消費者またはその親族の生命、身体、財産等について、そのままでは現在生じ、もしくは将来生じ得る不利益を回避できないと不安をあまり、それに乗じて契約を結ぶことが不可欠と告げ、困惑して契約した場合は取り消すことができるようになりました。



改正点

- ①本人の不利益に関する不安に加え、親族の不利益に関する不安も含める。
 - ②将来だけでなく、現在生じている不安も対象とする。
 - ③不安をあおることに加え、不安を抱いていることに乗じた場合も対象とする。
 - ④契約を取り消しできる期間が、契約締結時から5年が10年に、被害に気づいてから1年が3年に延長。
- ※改正前の靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時効が完成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。

③ 靈感商法と不当な寄附行為の事例を紹介します

- 1 週刊誌に無料で運命鑑定するという広告を見つけ業者に電話した。運勢が良くなるという数珠を勧められ2千円で購入した。その後もっと運勢が良くなるという祈りを勧められ祈り料40万円で高いと思ったが振り込んだ。すると、私の邪気が強すぎるので、600万円の像を買うように言われた。お金がないというと「お金を借りてこい。払わないと家まで取りに行く。もし誰かに言ったら家族に災いが降りかかる。」と脅され困っている。
- 2 友人に誘われ同年代の人が集まるという「お話の会」に連れて行ってもらった。身体がよくないと話したら、その会にいた人から「悪霊が付いているのでこのままでは病状が悪化する。A会に寄附をすれば悪霊が去り病状がよくなる。」と言われ寄附を強要された。帰りたと思ったが、周りの人からいろいろ諭され帰ることもできず、寄附をしてしまい、A会が宗教関係の会で友人もその関係者であったことに気が付いた。寄附したお金を返してほしい。

**不当な勧誘による寄附や靈感商法で困ったら
下記の相談窓口にご相談ください。**

靈感商法等対応ダイヤル（法テラス）
成田市消費生活センター

☎ 0120-005931
☎ 0476-23-1161

成田市消費生活センターにおける令和4年度の相談概要

令和4年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は974件で、昨年度（862件）より112件増加しました。相談内容の1位は「化粧品」に関する相談が79件で昨年度（49件）より30件増加しました。2位は「商品一般」に関する相談が55件で昨年度（96件）より41件減少しました。架空の請求をショートメッセージなどで送ってくる相談が減少したためだと思われます。3位は「健康食品」に関する相談が50件で昨年度（29件）より21件増加しました。1位と3位については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で外出を控え、インターネットの通信販売を利用する人が多くなり、定期購入のトラブルなどの相談が大幅に増加しました。また、トイレのつまりや鍵の開錠など日常生活のトラブルに対応するレスキューサービス業者とのトラブルが多くあり、切羽詰まった消費者の心理に付け込む悪質な手口が横行しました。その他に、市役所を騙った還付金詐欺や若年層を狙った副業トラブルなども目立ちました。

令和4年度の救済金額の合計は約2,031万円（未然防止21%、回復79%^{※1}）で昨年度より約514万円減少しました。令和4年度は、大きな自然災害などがなく、それに伴う家の修理やリフォームに関する高額なトラブル相談が少なかったためだと思われます。

契約する前やお金を支払う前に本当に必要な商品やサービスなのかよく考えましょう。また、家族や消費生活センターに相談しましょう。

※1 相談することで請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフやあっせん交渉により返金（全額または一部）されたものを回復としています。

◆ 商品・役務別相談上位10位 ◆

令和5年4月末時点

順位	主な商品・役務	件数	相談者最多年齢層
1	化粧品など（化粧品）	79	50歳代
2	迷惑ショートメッセージ・架空請求など（商品一般）	55	50歳代
3	健康食品・ダイエットサプリなど（健康食品）	50	50歳代
4	賃貸アパートの原状回復費用など（レンタル・リース・賃借）	42	30歳代
5	占いサイト、結婚相談所、保証サービスなど（役務その他）	41	60歳代
6	住宅リフォーム・排水管工事など（工事・建築・加工）	32	60歳代
7	個人間トラブルなどの相談（相談その他）	31	70歳代
8	電気料金など（電気）	28	50歳代
8	新車・中古車に関する契約など（自動車）	28	40歳代
10	鍵の開錠・トイレのつまりなど（修理・補修）	25	40・60歳代
10	光回線・通信サービス契約など（インターネット通信サービス）	25	50歳代

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（成田市役所2階） ☎23-1161 ●